

杉並区ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業

実施事業者募集要項

区では、就労などで家事や育児に支障を来していると認められたひとり親に対し、区が委託する事業所のヘルパーを通じて、家事援助や育児サービスを提供しています。

令和9年度の事業運営にあたり、ヘルパー派遣業務を受託する事業者を募集します。

1 業務概要

(1) 業務名

杉並区ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業委託

(2) 履行場所

杉並区内

(3) 主な業務内容

①対象者

区内在住のひとり親家庭のうち、就労等をしており、かつ親族その他の援助が受けられず、家事又は育児等の日常生活に支障を来していると区長が認めた家庭。

ただし、末子が中学生の場合は、ひとり親家庭となって原則として6月以内の家庭とする。

②サービス内容

食事の準備、居室の掃除や整理整頓、衣服の洗濯・取り込み・片付けなど日常的な家事援助

子の送迎や見守り・身の回りの世話等の育児

送迎の範囲は、利用者宅と幼稚園・子供園・保育施設・学童クラブ間に限られ、区内かつ徒歩か公共交通機関の利用に限る。

※送迎のみの利用は不可。家事援助と送迎はセットでの利用とする。

(添付「サービス対象表 できること・できないこと」参照)

③サービス提供時間等

サービスの提供時間は午前7時から午後10時までとする。

1日1回の利用とし、月あたりの利用回数の上限は最大12回で、1回あたりの提供は1時間単位で最大4時間までとする。

④サービス提供方法

- (1) ホームヘルプサービスの利用に当たっては、区から「利用決定通知」等の交付を受けた利用者が事業所に直接依頼をする。
- (2) 事業所は(1)の依頼を受けたときは、利用者宅を事前訪問し、サービス内容について利用者と打ち合わせを行う。その際、事業者は、利用者から「利用決定通知」の提示を受け、利用決定内容を確認するものとする。
- (3) ヘルパーは、その勤務中、常時身分を証明する証票等を携行し、請求があった場合は提示しなければならない。
- (4) 利用者が利用をキャンセルする場合は、やむを得ない場合を除き、ヘルパー訪問予定日の前営業日午後5時までに、利用者が事業所に連絡をし、事業所の承諾をとるものとする。

(4) 委託期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

(5) 委託料

1時間3,000円（令和8年度契約。令和9年度契約については「4 受託者の決定」を参照。）

午前7時～午前9時、午後5時～10時は「付加時間帯」とし、通常の委託料のほか付加時間分の委託料500円（1時間あたり）を追加して請求できる。

なお、委託料にはヘルパー派遣に要する交通費、事前訪問等に要する経費、損害賠償保険の加入に要する経費、その他事業実施に必要な経費並びに消費税及び地方消費税を含む。

2 受託要件

- (1) 区内または近隣区に事業所があり、ホームヘルプに関する技術や知見、実績を有していること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 法人の場合は、法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を、個人の場合は所得税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) ホームヘルパーは、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - ①心身ともに健全であること。
 - ②ひとり親家庭の福祉の向上に理解及び熱意を有すること。
 - ③家事、介護及び育児の経験及び能力を有すること。
 - ④介護職員初任者研修（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項各号に定める研修課程のうち、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23に定め

る研修課程をいう。)修了者(旧訪問介護員(ホームヘルパー)養成講習3級課程以上修了者を含む。)、保育士又はホームヘルプサービス従事1年以上の経験者であること。

なお、ホームヘルパーが、未就学の児童に係る食事の世話、育児、送迎その他必要と認められる業務に従事するときは、前項各号の要件を満たすことに加え、当該ホームヘルパーの所属する事業者が東京都に認可外保育施設設置の届出を行っており、かつ、当該ホームヘルパーが認可外保育施設指導監督基準に定める有資格者又は研修修了者であることを要する。

(5) 次のいずれかの要件を満たしていること。

①杉並子育て応援券(以下、「応援券」とする。)の登録事業者であること。

②受託申込時点で応援券の登録事業者でない場合は、契約日以降に利用者から応援券の利用希望があった際、速やかに対応できるよう、あらかじめ登録を完了していること。

3 申込方法

受託を希望する事業者は、指定の申込フォームにて申込をお願いいたします。

(1) 受託申込フォーム

同一法人(団体)の複数事業所で申込を行う場合は、法人(団体)の代表者名で、事業所毎の受託申込を行ってください。なお、契約は法人(団体)の代表者との契約となります。

★フォームはこちら



(2) 申込期間

令和8年10月15日(木)から令和8年12月15日(火)午後5時(必着)

4 受託者の決定

受託者として決定した事業者には、令和9年1月上旬までに、申込時に入力いただいたメールアドレス宛にお知らせします。なお、令和9年度委託料については、令和9年3月中旬頃に各事業者へ公表を予定しています。

5 問合せ先

杉並区子ども家庭部管理課ひとり親家庭支援担当 国吉

電話：03-5307-0343

ファクス：03-5307-0687